

- 21:34 ● **今日は、国民主権についてですね。**
- 21:34 ▲ はい。
- 21:34 ■ ですね
- 21:34 ● **Q1国民主権ってどんな状態でしょう。** Q1
- 21:37 ▲ Q1A1主権が国民にある、、、 Q1A1
- 21:37 ■ Q1A2本によれば国家権力の正当性の究極の根拠が国民にある状態。かみくだく必要がありますね。 Q1A2
- 21:37 ● **そのまんま😊**
- 21:38 ● **そうですね。**
- 21:38 ▲ 主権ってなんだ、というところでとまってたのですが
- 21:38 ● **状況としては、わかる気がするけど、言葉にするって難しい**
- 21:38 ▲ 主権というのは、国家権力の正当性のよりどころ、ということかな。
- 21:40 ● **それもわかりにくいですね**
- 21:40 ■ 国家権力も立法権も行政権も司法権もそのもとに憲法があり、その憲法を決めるのが国民ですよって感じかな。
- 21:40 ▲ Q1A3 国民が憲法を作れる状態のこと Q1A3
- 21:40 ■ それ！！
- 21:41 ▲ いいのか？それで??
- 21:42 ● **微妙に表現は正しくない気がする。**
- 21:43 ■ 本の解釈になるけどそんな感じだと思います。あまり生活で自分が主権者だと思って思うことはないですけどね。
- 21:44 ■ 他の意見も欲しいです
- 21:44 ▲ ふだんの生活に、憲法を感じないのと同じですね。
- 21:44 ▲ 国民主権、あらためて、どんな状態だろう？
- 21:44 ● **本の解釈だと、憲法を作れる状態の事だと思っただけ。。。**
- 21:45 ▲ じゃやっぱり、国民が憲法を作れる状態、ってことになる？
- 21:48 ● **憲法で主権が国民に。。。とか権威が国民に由来するとか書かれてるから、それだけじゃない気もする**
- 21:49 ▲ Q1A4 自分たちの国のことを自分たちで決めることができる状態 Q1A4
- 21:50 ▲ 主権とは、国の政治のあり方を決め、それを実行することができる力のこと・・・by Gakken
- 21:52 ■ 国の政治に関わること全ては国民が主導して行うってことですかね。
- 21:52 ● **前文を読んでみる**
- 21:54 ■ 前文が小難しい(troubled)これよむと、国を動かして得られるメリットは国民に向かう、ともとれますね。
- 21:55 ■ その福利は国民がこれを享受する
- 21:55 ● **以前の戦争をした時の欽定憲法の状況を反省して、軍などが暴走しないように、国民が決められると書くことを書いてると思える**

- 21:56 ● ただ、国民一人一人が決めることに参加しては大変だから、代表者に権力を持たせよう
- 21:57 ● そのかわり、その代表者の決めることは、国民の福利になるようにしなければならぬということだと思ふ
- 21:58 ▲ だから、主権者と国家権力が異なる構造になっている。
- 21:59 ● だから、憲法を決められる状態だけでは説明が不十分かなあ〜と思う
- 21:59 ▲ 国家権力も決められる、という感じ？
- 22:00 ● そこが選挙だよ
- 22:00 ● 十分な仕組みとはいえないけど
- 22:01 ● らんぼうに言うと、国民が一番偉いんだってことだろうけど
- 22:02 ● この部分は、考えだすと漠然として難しい
- 22:06 ● なので、本に書いてある通り、国民が憲法を作るから国民主権としますか？
- 22:07 ▲ ちょっと本以上のことを考えるリソースが足りないの、そうしていただけると。。
- 22:07 ■ ですね。
- 22:07 ▲ 宿題にしておきます。
- 22:07 ● そうしましょう
- 22:08 ● ちょっとこの部分は読んでいて難しいとかんじました
- 22:09 ● 欽定憲法と民定憲法の違いはわかる気がするんですが。。
- 22:09 ■ 本通りの解釈をすれば国民が全員で色んなことを決められないから、選ばれた人に国家権力を使ってもらいましょう。ただ、国家権力を行使する際、暴走しないために憲法があってその憲法を作っていくのは国民ですよ。多分他にも国民主権の解釈は他にもありますが、キリがないので本の通りに進めましょう
- 22:10 ● そうですね
- 22:10 ▲ はい、では次いきましょー
- 22:11 ▲ あ、これでテーマ8は一区切り？
- 22:12 ● そうですね。
- 22:14 ● では、自分たちが選んだ権力者が、国会で法律を作りますね。
- 22:15 ▲ はい
- 22:15 ● 国会が唯一の立法機関なので、それで正しいのですが、その法律は先ほどの前文にあるように、国民の福利にならねばなりません。
- 22:16 ■ ですね。
- 22:16 ▲ 人類普遍の原理
- 22:17 ● そこで、Q2自分たちが決めた権力者がつくった法律を守ることによって得られるメリットは何？ Q2
- 22:20 ▲ Q2A1自分たちの思い通りの生活ができる Q2A1
- 22:20 ■ Q2A2国民の権利を守ることができる。前提として憲法が機能していることが前提ですが。 Q2A2

- 22:20 ■ 前提が多いな🙄
- 22:20 ● そうですね。結局、全部自分たちに帰ってくる。
- 22:20 ▲ 頼んだからね、権力者に。
- 22:21 ● ここで解説されているように、法律を守らなければならないのはなぜか？と言うところに行くと
権力者をお願いして、憲法に反しない法律を作って貰えば、自ずと自分たちの複利につながってくるので、守らなければならないし、自分たちがそれをさせてるし、求めてることになりますね。
- 22:23 ● このことから、国家権力の正当性の担保になることは、理解できると思いますが、いかがでしょうか？
- 22:24 ● ここで、国民主権の第一の意味と出てきました。
- 22:25 ● 第2の意味があるようです
- 22:28 ▲ 国家権力の正当性、納得です。
- 22:29 ▲ 第2の意味。
- 22:30 ● ただ、今はこの国家権力に座ってる人に不信感ですけどね～
- 22:30 ▲ 国家権力を選ぶ大切さに行き着く
- 22:31 ▲ 次回テーマ10から！
- 22:31 ● 選挙の重要性を感じますね
- 22:31 ■ 難しいパスが出ましたね。憲法改正については興味深いところだったので楽しみです(thumbs up)
- 22:32 ● 普段意識してない部分なので、この辺りは難しいですね
- 22:33 ● さすが■さん👍
- 22:33 ● では、今日はこの辺で。。。
- 22:33 ▲ はい、次回たのしみです！
- 22:33 ● お疲れ様でした。おやすみなさい🌙
- 22:33 ▲ ありがとうございます。おやすみなさい～
- 22:34 ■ そうですね。Qを考えておきます。お疲れ様でした！！